

## 総務省特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況（平成 21 年度）

総務省では、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、「総務省特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、平成 21 年度における実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、平成 22 年度からは、平成 26 年度までの 5 年間の計画期間とする新たな「総務省特定事業主行動計画」に基づき、実施しています。

### 1 子どもの出生時における父親の休暇の取得状況

目標：最低 2 日間以上の休暇取得目標率 100%

平成 21 年度中に子供が生まれた男性職員数（A）	112名
うち、休暇※を取得したもの	77名
うち、取得日数2日以上（B）	58名
うち、取得日数2日未満	19名

※ 妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇

2 日間以上の休暇取得率：(B) / (A) = 51.8%

### 2 男性職員の育児休業の取得状況

目標：男性職員の育児休業等（連続 2 週間以上の子育てのための長期休暇を含む）の目標取得率 5%

平成 21 年度中に子供が生まれた男性職員数（A）	112名
平成 21 年度新規育児休業取得男性職員数	2名
うち、2 週間以上取得者（B）	2名

2 週間以上の育児休業取得率：(B) / (A) = 1.8%

### 3 年次休暇の取得状況

目標：：休暇取得目標日数を平均 15 日以上

平成 21 年における年次休暇取得日数の平均 = 13.0 日